

看護師勤務環境改善施設整備費補助金の概要

1 目 的

医療の高度化に対応可能なナースステーションの拡充等、看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりなどの勤務環境改善整備をすることにより看護職員の離職防止を図ることを目的とする。

2 補助対象者

病院の開設者（ただし、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会を除く。）

3 補助条件

- （1）看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等の看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院
- （2）院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院

4 補助率

1／3

5 補助対象経費

看護職員が働きやすく離職防止につながる看護師詰め所、処置室、症例等検討会議室等の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費

6 基準額

鉄筋コンクリート造	264,400円／㎡	×	1看護単位あたり50㎡
ブロック造	230,500円／㎡	×	1看護単位あたり50㎡
木造	251,180円／㎡	×	1看護単位あたり50㎡

（ナースコールを更新付設する場合は、1㎡あたり114,200円を加算）

7 その他

- （1）補助金を受けようとする場合は、事業内容が関係法令等の関係規定に適合していることが条件となるので、留意すること。
- （2）補助金を受けて整備した建物等は、財産処分（増改築、用途変更等含む）に一定期間の制限（鉄筋コンクリート造で39年）を受けることに留意すること。
- （3）敷地の状況が「借地」の場合は、長期使用が可能である証明書又は、土地の購入計画書が必要になるので留意すること。
- （4）ナースコールのみの整備は認められないものであること。
- （5）医療施設近代化施設整備費補助金との重複申請は認められないものであること。